

豊中市障害者職場実習あり方検討会議設置要綱

(目的)

第1条 豊中市第五次障害者長期計画に基づき、障害者の就労促進における先導的役割を果たすため、公務労働の場を障害者の就労体験の場として提供する職場実習（以下「職場実習」という。）のあり方について必要な調査ならびに協議検討を行うため、豊中市障害者職場実習あり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 受入れ職場の調査並びに受入れに向けての調整、研修及び実習生の障害特性を踏まえた助言に関すること。
- (2) 職場実習の運営・効果の点検及び関係課の連携・協力体制の維持に関すること。
- (3) その他、職場実習に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる職にある者により構成する。

- 2 検討会議の委員長は、障害福祉課長があたり、副委員長は、委員長が指名により定める。
- 3 委員長は検討会議の事務を総理し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(運営)

第4条 検討会議は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を認め、その説明または意見を聴くことができる。
- 3 委員長が必要があると認めるときは、必要に応じて部会を設けることができる。
- 4 部会のもとに、専門的な調査研究を行わせるため、プロジェクトチームを置くことができる。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は、福祉部障害福祉課が行う。

(委任)

第6条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(別表1)

部署	職名
福祉部	障害福祉課長
福祉部	障害福祉センターひまわり所長
市民協働部	くらし支援課長
総務部	行政総務課長
総務部	人事課長
総務部	人事課主幹
教育委員会事務局	教育総務課長